

平成30年度すこやか子育て支援事業（保育料助成）について

北秋田市では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備するため、秋田県の補助を受けて保育料の助成を行っております。助成対象及び助成率は下記をご覧ください。

【1号認定(幼稚園・認定こども園)】

階層区分	基本助成率	特別助成(平成28年度以降)	特別助成(平成30年度以降)
第1階層	保育料無料のため助成なし	保育料無料のため助成なし	保育料無料のため助成なし
第2階層	保育料の2分の1助成	平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料の全額を助成	平成30年4月2日以降に第2子が生まれた世帯の第2子の保育料の全額を助成
第3階層			
第4階層	保育料の4分の1助成	助成なし	助成なし
ひとり親世帯	保育料の2分の1助成		
第5階層 I	助成なし	助成なし	平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料の2分の1を助成
第5階層 II	助成なし	助成なし	助成なし

【2号・3号認定(保育園・認定こども園)】

階層区分	基本助成率	特別助成(平成28年度以降)	特別助成(平成30年度以降)
第1階層	保育料無料のため助成なし	保育料無料のため助成なし	保育料無料のため助成なし
第2階層	保育料の2分の1助成	平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料の全額を助成	平成30年4月2日以降に第2子が生まれた世帯の第2子の保育料の全額を助成
第3階層 I～V			
第4階層 I～IV	保育料の4分の1助成	助成なし	助成なし
ひとり親世帯	保育料の2分の1助成		
第5階層 I～IV	保育料の4分の1助成	助成なし	助成なし
ひとり親世帯	保育料の2分の1助成		
第6階層 I～III	助成なし	助成なし	平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料の2分の1を助成
第7階層～第8階層	助成なし	助成なし	助成なし

【特別助成について】

- ・第1子の年齢上限はありませんので、長男または長女が小中高生であっても第1子としてカウントいたします。
- ・生まれた第3子以降のお子さんが保育所等に入園していなくても、第2子以降のお子さんが保育所等を利用している場合は保育料を全額助成します。

第3子以降のお子さんが生まれたら、「申請事項変更届出書」の提出が必要となります。

【注意】

これまで基本助成率で助成なしに該当する階層であっても、平成27年3月31日時点ですこやか子育て支援事業(保育料助成)の対象となっていた場合、一定の所得制限内であれば経過措置の対象として保育料の助成を行ってきましたが、平成30年度以降は経過措置がありませんのでご了承ください。

お問い合わせ
北秋田市福祉課こども福祉係
電話:0186-62-6638